

金山町地域防災計画

令和 5 年 3 月
金山町防災会議

目次

第1編 総則	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 金山町の概況	3
第3節 災害誘因	8
第4節 既往の風水害等と想定	9
第5節 既往の地震災害と想定	13
第6節 防災に関する基本方針(防災ビジョン)	26
第7節 町及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務大綱	30
第2編 風水害等対策編	39
第1章 災害予防計画	39
第1節 災害に関する調査研究計画	39
第2節 応急活動体制の整備・強化	40
第3節 気象等観測体制整備計画	44
第4節 防災知識の普及計画	45
第5節 地域防災力強化計画	53
第6節 災害ボランティア受入体制整備計画	59
第7節 防災訓練計画	62
第8節 避難体制整備計画	65
第9節 救助・救急体制整備計画	75
第10節 災害廃棄物処理体制整備計画	78
第11節 災害時住環境整備計画	80
第12節 応急給水体制整備計画	81
第13節 火災予防計画	83
第14節 医療救護体制整備計画	86
第15節 防災用通信施設災害予防計画	89
第16節 地盤災害予防計画	91
第17節 孤立集落対策計画	94
第18節 災害に強いまちづくり計画	96
第19節 建築物災害予防計画	98
第20節 輸送体制整備計画	100
第21節 各種施設災害予防対策関係計画	104
第1款 町有施設災害予防計画	104
第2款 交通関係施設災害予防計画	106
第3款 土砂災害防止施設災害予防計画	110
第4款 河川施設災害予防計画	112
第5款 農地・農業用施設災害予防計画	115
第6款 電力・ガス・電気通信施設災害予防計画	117
第7款 上下水道施設災害予防計画	124
第8款 危険物等施設災害予防計画	130
第22節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保計画	132
第23節 文教施設における災害予防計画	135
第24節 要配慮者の安全確保計画	139

第2章 災害応急計画	145
第1節 活動体制関係	145
第1款 災害対策本部	145
第2款 職員の動員配備体制	155
第3款 広域応援計画	162
第4款 自衛隊災害派遣計画	165
第5款 災害ボランティア活動支援計画	170
第2節 情報収集伝達関係	171
第1款 通信計画	171
第2款 気象情報等伝達計画	174
第3款 災害情報の収集・伝達計画	188
第4款 広報計画	194
第3節 避難計画	204
第4節 避難所運営計画	213
第5節 災害警備計画	219
第6節 救助・救急計画	222
第7節 消火活動計画	226
第8節 医療救護計画	232
第9節 遺体対策計画	239
第10節 交通輸送関係	241
第1款 輸送計画	241
第2款 道路交通計画	244
第11節 各種施設災害応急対策関係	248
第1款 土砂災害防止施設災害応急計画	248
第2款 河川施設災害応急計画	251
第3款 農地・農業用施設災害応急計画	254
第4款 電気通信施設災害応急計画	256
第5款 下水道施設災害応急計画	258
第6款 危険物等施設災害応急計画	260
第12節 農林業災害応急計画	263
第13節 生活支援関係	266
第1款 食料供給計画	266
第2款 給水・上水道施設応急対策計画	271
第3款 生活必需品等物資供給計画	277
第4款 保健衛生計画	280
第5款 廃棄物処理計画	288
第6款 義援金品受入・配分計画	292
第7款 物資拠点運営計画	295
第14節 文教施設における災害応急計画	298
第15節 要配慮者の応急対策計画	302
第16節 応急住宅対策計画	307
第17節 災害救助法の適用に関する計画	318
第18節 防災資機材等の調達	323
第19節 応急公用負担等の実施	324

第3章 災害復旧・復興計画	326
第1節 民生安定化計画	326
第2節 金融支援計画	337
第3節 公共施設等災害復旧計画	344
第4節 災害復興計画	351
第5節 義援金品の受入れ配分	353
第4章 個別災害対策	354
第1節 水害対策計画	354
第1款 水防管理団体等体制整備計画	354
第2款 洪水予報・水防警報伝達計画	357
第3款 水防活動計画	360
第4款 応援計画	364
第2節 大規模土砂災害対策計画	365
第3節 雪害対策計画	367
第1款 ライフライン等確保計画	367
第2款 雪崩防止計画	371
第3款 住民生活の安全確保計画	375
第4節 航空災害対策計画	377
第1款 航空災害予防計画	377
第2款 航空災害応急計画	378
第5節 道路災害対策計画	381
第6節 林野火災対策計画	384
第1款 林野火災予防計画	384
第2款 林野火災応急計画	388
第7節 原子力災害対策計画	390
第1款 総則	390
第2款 原子力災害予防計画	394
第3款 原子力災害応急計画	397
第4款 災害復旧計画	401
第3編 震災対策編	403
第1章 災害予防計画	403
第1節 地震に関する調査研究計画	403
第2節 応急活動体制の整備・強化	404
第3節 地震観測体制整備計画	406
第4節 防災知識の普及計画	407
第5節 地域防災力強化計画	410
第6節 災害ボランティア受入体制整備計画	411
第7節 防災訓練計画	412
第8節 避難体制整備計画	413
第9節 救助・救急体制整備計画	418
第10節 災害廃棄物処理体制整備計画	419
第11節 災害時住環境整備計画	420

第12節	応急給水体制整備計画	421
第13節	火災予防計画	422
第14節	医療救護体制整備計画	423
第15節	地震防災施設等整備計画	424
第16節	防災用通信施設災害予防計画	426
第17節	地盤災害予防計画	427
第18節	孤立集落対策計画	429
第19節	災害に強いまちづくり計画	430
第20節	建築物災害予防計画	431
第21節	輸送体制整備計画	435
第22節	各種施設災害予防対策関係計画	436
第1款	町有施設災害予防計画	436
第2款	交通関係施設災害予防計画	437
第3款	土砂災害防止施設災害予防計画	438
第4款	河川施設災害予防計画	439
第5款	農地・農業用施設災害予防計画	441
第6款	電力・ガス・電気通信施設災害予防計画	442
第7款	上下水道施設災害予防計画	443
第8款	危険物等施設災害予防計画	449
第23節	食料・飲料水及び生活必需品等の確保計画	450
第24節	文教施設における災害予防計画	451
第25節	要配慮者の安全確保計画	453
第26節	雪害対策計画	454
第1款	ライフライン等確保計画	454
第2款	雪崩防止計画	455
第3款	住民生活の安全確保計画	456
第2章	災害応急計画	457
第1節	活動体制関係	457
第1款	災害対策本部	457
第2款	職員の動員配備体制	459
第3款	広域応援計画	461
第4款	自衛隊災害派遣計画	462
第5款	災害ボランティア活動支援計画	463
第2節	情報収集伝達関係	464
第1款	通信計画	464
第2款	地震情報等伝達計画	465
第3款	災害情報の収集・伝達計画	470
第4款	広報計画	473
第3節	避難計画	475
第4節	避難所運営計画	479
第5節	災害警備計画	480
第6節	救助・救急計画	481
第7節	消火活動計画	482
第8節	医療救護計画	483

第9節	遺体対策計画	485
第10節	交通輸送関係	486
第1款	輸送計画	486
第2款	道路交通計画	488
第11節	各種施設災害応急対策関係	490
第1款	土砂災害防止施設災害応急計画	490
第2款	河川施設災害応急計画	491
第3款	農地・農業用施設災害応急計画	492
第4款	電気通信施設災害応急計画	493
第5款	下水道施設災害応急計画	494
第6款	危険物等施設災害応急計画	495
第12節	農林業災害応急計画	496
第13節	生活支援関係	497
第1款	食料供給計画	497
第2款	給水・上水道施設応急対策計画	499
第3款	生活必需品等物資供給計画	501
第4款	保健衛生計画	502
第5款	廃棄物処理計画	503
第6款	義援金品受入・配分計画	504
第7款	物資拠点運営計画	505
第14節	文教施設における災害応急計画	507
第15節	要配慮者の応急対策計画	508
第16節	応急住宅対策計画	511
第17節	災害救助法の適用に関する計画	514
第18節	防災資機材等の調達	515
第19節	応急公用負担等の実施	516
第3章	災害復旧・復興計画	517
第1節	民生安定化計画	517
第2節	金融支援計画	518
第3節	公共施設等災害復旧計画	519
第4節	災害復興計画	520
第5節	義援金品の受入れ配分	521

第1編 総則

第1編 総則

第1節 計画策定の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、金山町の地域における大規模な災害に対処するため、金山町防災会議が作成する計画であり、町・県及び防災関係機関や公共団体その他町民がその有する全機能を発揮し、町の地域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に至る一連の防災活動を迅速かつ適切に実施することにより、町の地域及び町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、積極的に災害の拡大防止と被害の軽減に努め、郷土の保全と住民福祉の確立を図ることを目的とする。

第2 用語の意義

本計画において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの当該各号の定めるところによる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 基本法・・・災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。② 救助法・・・災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。③ 町防災計画・・・金山町地域防災計画をいう。④ 県防災計画・・・山形県地域防災計画をいう。⑤ 防災関係機関・・・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体
その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。⑥ 県水防計画・・・山形県水防計画をいう。⑦ 町本部・・・金山町災害対策本部をいう。⑧ 町現地本部・・・金山町現地災害対策本部をいう。⑨ 町本部長・・・金山町災害対策本部長をいう。⑩ 町水防本部長・・・金山町水防本部長をいう。⑪ その他の用語については山形県地域防災計画及び災害対策基本法の例による。 |
|---|

第3 計画の性格（基本法第42条）

1 計画の性格

この計画は、町の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格をもつものである。従って基本法第2条第1項第9号の規定による指定行政機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画及び山形県地域防災計画に抵触若しくは矛盾するものであってはならない。

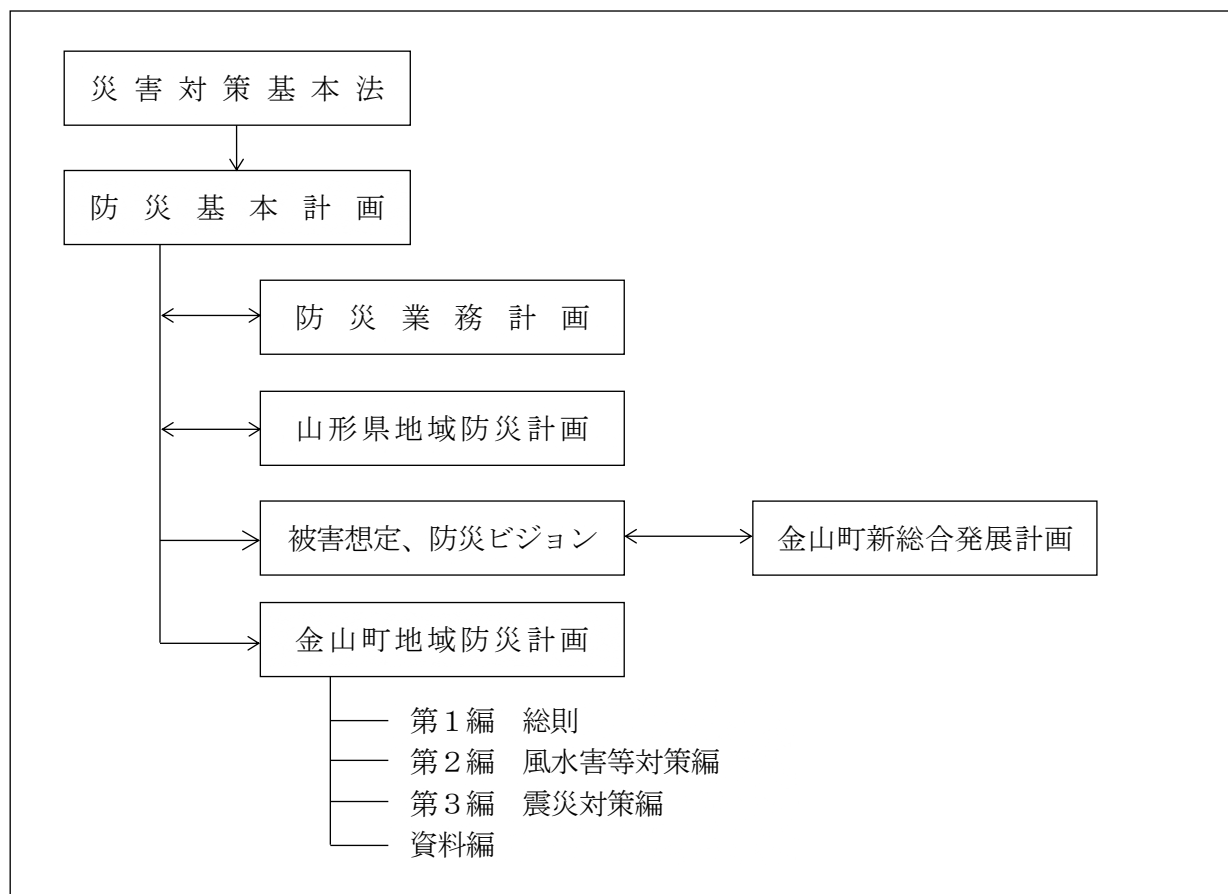
2 計画の内容

- (1) 町の地域に係る防災に関し、町の全域又は一部を管轄する町の機関、山形県の行政機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 町の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の防災予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予防及び警報の発令及び伝達、避難、消防、水防、救難、救助、衛生、その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3) (2)に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送及び通信等に関する計画
- (4) その他町の地域に係る防災に関し、金山町防災会議が必要と認める事項

第4 計画の構成

この計画の構成は次のとおりである。

□ 計画の構成



第5 計画の修正

本計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、速やかにこれを修正する。

第6 計画の習熟

町をはじめとする防災関係機関にとって、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害発生後の初動時における行動は重要である。

このため、平素から所属職員における災害時の役割等を踏まえた実践的な教育、訓練を実施するとともに、不断の危機管理や防災に関する調査・研究に努める等、この計画の習熟等に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

また、本計画においては、「自らの身の安全は、自らが守る」という理念にたち、町民、事業所等の役割も明示しており、町民参加の防災訓練の実施などにより、計画の習熟に努める。

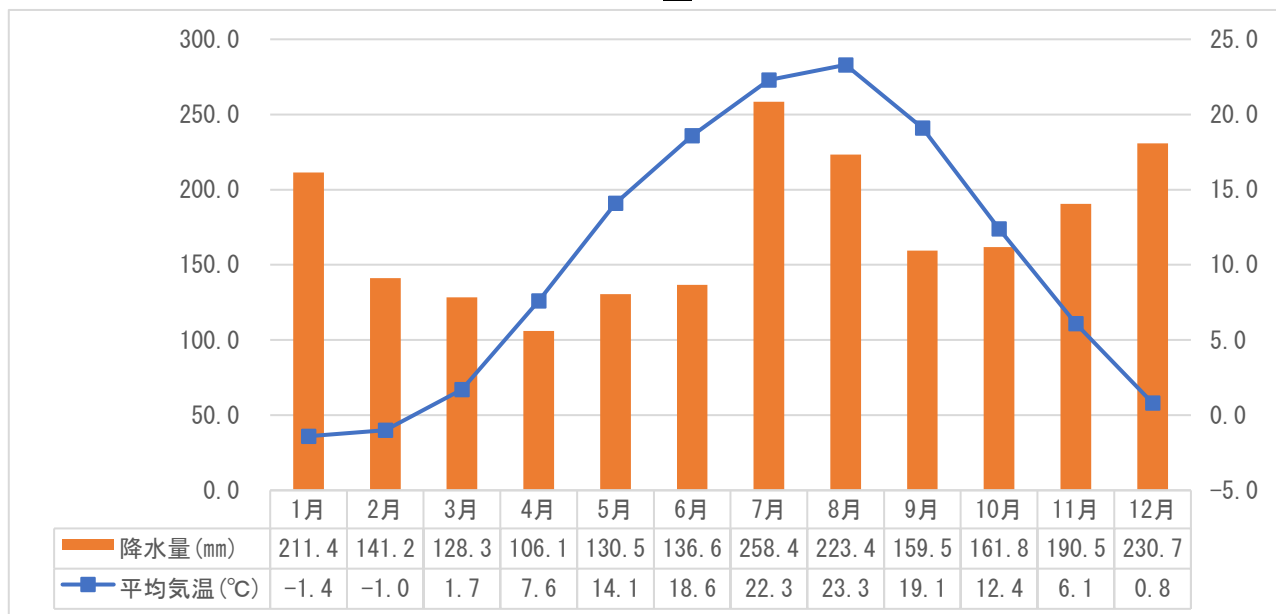
月の平均気温の推移は、年間最高気温となる8月の過去30年間の平均気温は23.3℃、次いで7月が22.3℃である。また、年間最低気温となる1月と比較すると、年間の気温較差は24.7℃である。

降水量については、7月の梅雨期が一番多く1mm以上の降水日数は、月平均14日前後となっている。

降霜は10月下旬からみられ、降雪については早いときで11月中旬頃から4月上旬頃までみられるが、根雪期間は平均して101日前後となっている。

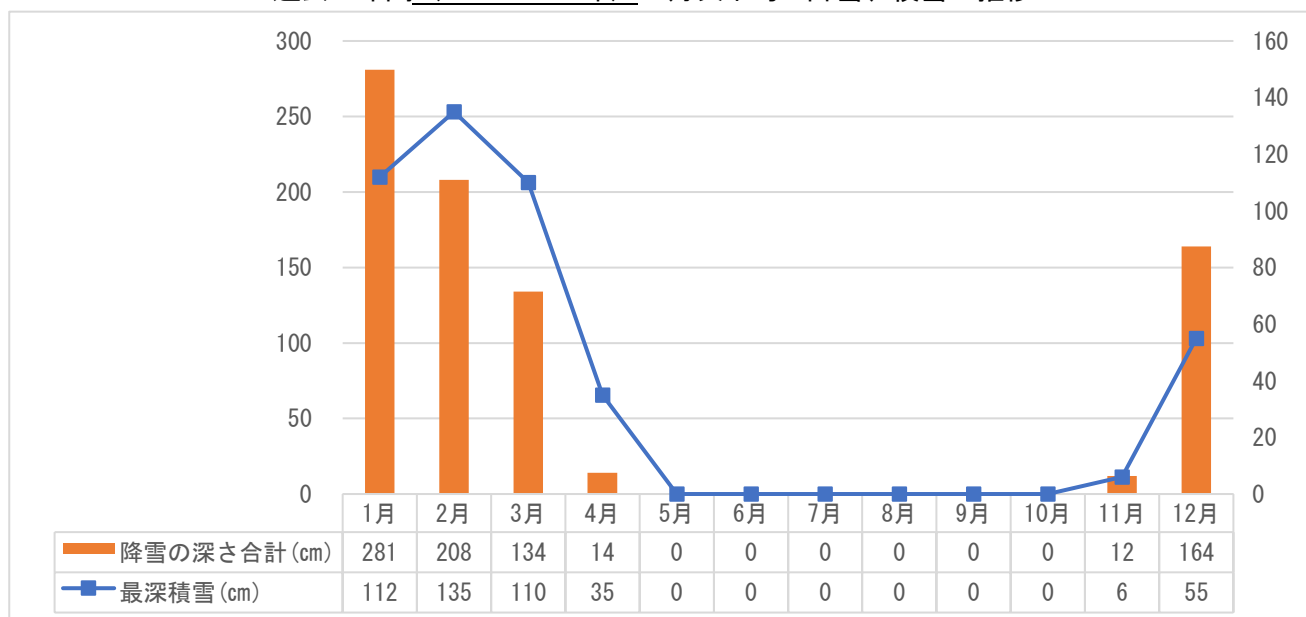
また、最大積雪深については、2月が最大で135cm、降雪の深さの合計は、1月が最大で281cmに達する値となっている。

過去30年間（1991～2020年）の気温と降水量の月次平均



資料：気象庁アメダス 金山地域気象観測所

過去30年間（1991～2020年）の月次平均の降雪、積雪の推移



資料：気象庁アメダス 金山地域気象観測所

第2 社会的条件

1 人口

金山町の昭和50年以降の国勢調査による人口は、昭和55年に若干の増加を示したものの、一貫して減少傾向で推移しており、平成2年には神室ダムの建設に伴う流入人口により若干増加したが、その後減少傾向が続き、令和2年には5,071人となっている。

世帯数は平成2年の1,833世帯をピークに、減少の傾向をたどっており、令和2年国勢調査では1,572世帯世帯まで減少している。また、1世帯あたりの人員は、平成7年に4.31人/世帯といった増加となったが、その後減少の傾向にあり、令和2年国勢調査では3.18人/世帯となっている。

□ 人口及び世帯数の推移

年次	人 口 (人)			世帯数(世帯)	世帯人員 (人/世帯)
	総 数	男	女		
昭和55年	8,037	3,924	4,113	1,761	4.56
昭和60年	7,872	3,811	4,061	1,770	4.45
平成2年	7,886	3,841	4,045	1,833	4.30
平成7年	7,665	3,729	3,936	1,777	4.31
平成12年	7,381	3,578	3,803	1,741	4.24
平成17年	6,949	3,369	3,580	1,728	4.02
平成22年	6,365	3,044	3,321	1,703	3.74
平成27年	5,829	2,820	3,009	1,643	3.51
令和2年	5,071	2,466	2,605	1,572	3.18

出典：国勢調査

2 産業構造

昭和50年には、第1次産業2,224人、第2次産業871人、第3次産業920人と就業人口の過半数以上を第1次産業が占めていた。しかし、昭和60年には、1次産業1,321人、第2次産業1,545人、第3次産業1,067人と、第1次産業は就業人口の約1/3まで減少した。こうした状況から、人口減少に伴う後継者問題が生ずる一方で、近隣都市における商業活動が活発化し、第2次、第3次産業の比重が高くなり、平成27年の時点で第1次産業533人、第2次産業1,052人、第3次産業1,400人と産業構造が大きく変化している。

□ 産業別就業人口の推移

区 分	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和50年	2,224人(55.4%)	871人(21.7%)	920人(22.9%)
昭和55年	1,526人(38.5%)	1,353人(34.1%)	1,089人(27.4%)
昭和60年	1,321人(33.6%)	1,545人(39.3%)	1,067人(27.1%)
平成2年	1,010人(25.6%)	1,820人(46.1%)	1,120人(28.3%)
平成7年	760人(20.2%)	1,760人(46.7%)	1,248人(33.1%)
平成12年	568人(15.4%)	1,759人(47.8%)	1,352人(36.7%)
平成17年	567人(17.2%)	1,357人(41.1%)	1,371人(41.6%)
平成22年	600人(19.4%)	1,089人(35.1%)	1,411人(45.5%)
平成27年	533人(17.9%)	1,052人(35.2%)	1,400人(46.9%)

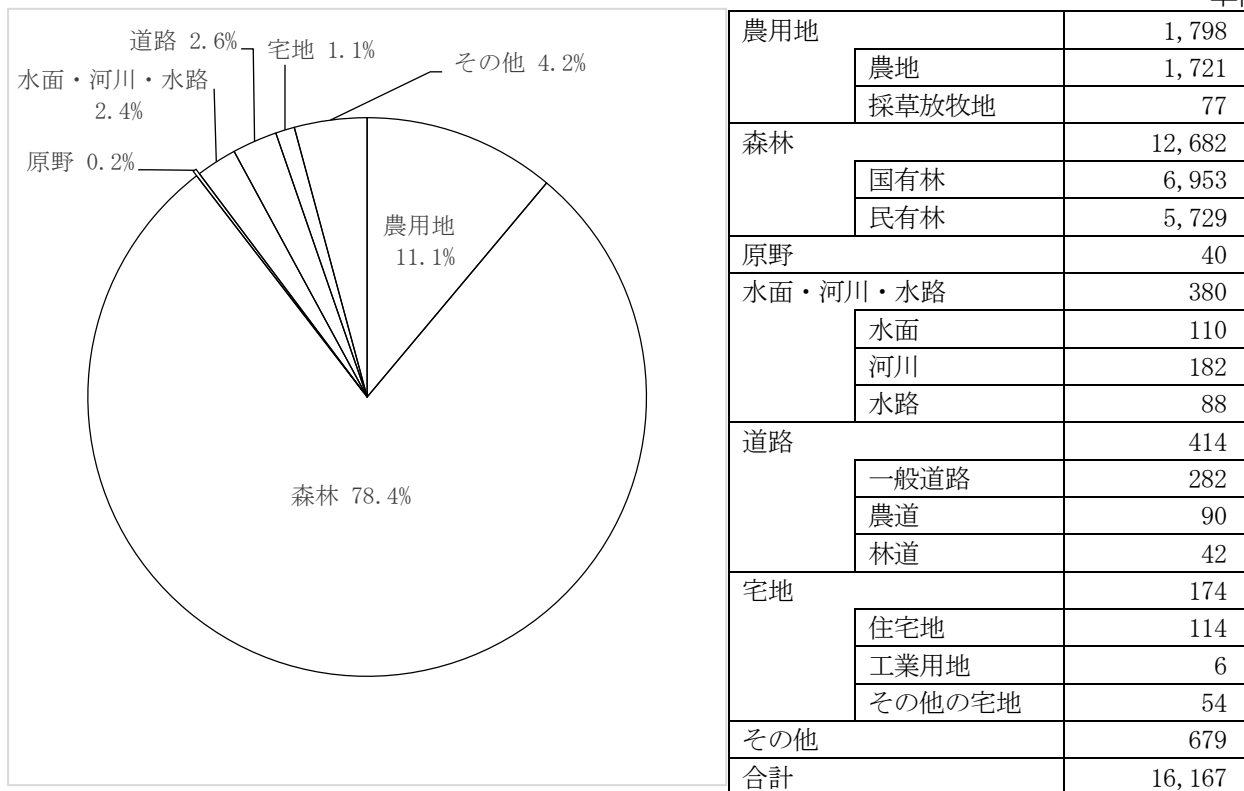
出典：国勢調査

3 土地利用

本町の土地利用状況は、平成27年現在は下図に示すとおりで、森林が78.4%、次いで農用地が11.1%、その他が4.2%と森林が町土の約8割を占めている。また、宅地は1.1%である。

□ 地目別土地利用面積

単位ha



4 交通網

本町の交通網は、以下に示す国道、県道が幹線道路として整備され、道路網については、南北に走る国道13号と本町を起点として西に国道344号がある。

鉄道はなく、隣接している真室川町のJR奥羽本線真室川駅と新庄市にJR奥羽本線新庄駅がある。この両駅とも国道沿いに位置しており、駅へのアプローチは比較的容易となっている。

(1) 国道等

主寝坂道路（東北中央自動車道）

国道13号

国道344号

(2) 県道

主要地方道雄勝金山線（県道73号）

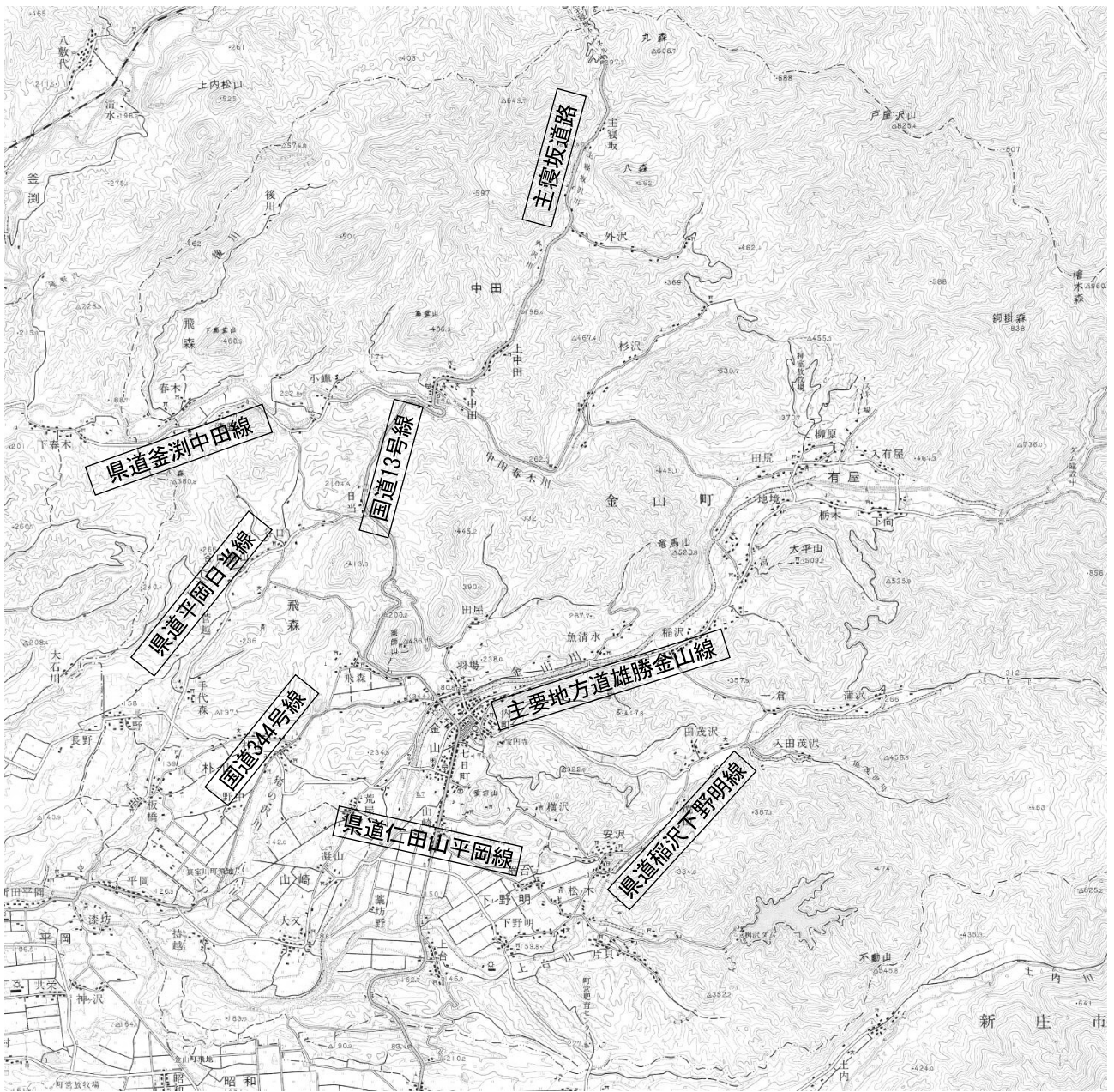
県道釜淵中田線（県道192号）

県道仁田山平岡線（県道320号）

県道稲沢下野明線（県道323号）

県道平岡日当線（県道324号）

□ 交通網図



第3節 災害誘因

第1 本町の立地特性

本町の地形は、山々に囲まれた盆地を形成し、金山川を中心に上台川、中田春木川等の河川が流れている。

また、冬期は積雪寒冷地帯に属し春から夏にかけては多雨多湿となる気候条件にある。このことから、水害対策、土砂災害対策、雪霜対策は重要である。

1 自然的災害誘因

こうした状況と過去の災害を踏まえると、金山町において想定すべき自然災害は以下のような災害が考えられる。

(1) 水害

本町の年間降水量は概ね2,000mm前後と多雨で、台風、集中豪雨等による水害について配慮が必要な立地条件にある。

特に警戒が必要な地域としては、地形区分において氾濫平野、旧河道に分類される地区及び谷底平野、低位段丘に分類され、過去に水害が発生した地区が対象となり、金山川、上台川、猪ノ沢川に沿った段丘より一段低区域や、役場北側の金山川右岸などが該当する。

また、最上地方の水甕（みずがめ）となる神室ダム、榊沢ダムが整備されていることから、これらの決壊による水害対策への配慮も必要であると考えられる。

(2) 地すべり、山崩れ等による災害

地すべり地形、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区、土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険区域、砂防指定地に指定されている地区が該当する。これらを考慮に入れた上で、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定されている地区は、土砂災害発生の危険性に配慮した対策が必要である。

また、落石や土砂崩れにより、災害が発生した漆野地区や地すべり危険箇所に指定されている上台地区など、注意を要する地区が存在する。

(3) 雪害、冷害等による災害

本町は、冬期間の月間の降雪が150cmを超える特別豪雪地帯である。こうした気象条件と立地環境から雪崩危険区域が21カ所指定されており、注意が必要である。

また、積雪、暴風雪などに伴う災害への配慮が必要である。

(4) その他

近年、局地的な集中豪雨や、竜巻など災害が全国各地で頻発化・激甚化している。

本町においても、こうした災害を考慮した対策を事前に検討しておくことが必要である。

なお、このほか地震災害についても想定した対策が必要であると考えられるが、詳細は震災対策編を参照とする。

2 人為的原因による災害

人為的な災害の誘因としては、以下に掲げるような災害が考えられるが、これらの人為的な災害は、自然災害の発生に合わせた二次的災害ともなることから、複合災害としての対応も考慮した対策が求められる。

(1) 火事による災害

(2) 道路交通による交通災害

(3) 危険物の流出、爆発による災害

(4) その他死傷者が集団的に発生する災害

第4節 既往の風水害等と想定

金山町は、森林面積が町の78.4%を占めており、人々の生活の場は、神室山系の山々より流下する金山川・上台川・中田春木川流域の低地で営まれている。そのため記録に残っている災害は水害が大部分であり、地震災害や土砂災害はほとんど記録されていないが、直下型地震は数千年周期で発生するため、記録が無くても過去に起こっていないことの証明とはならない。

被害が特定できる災害について災害履歴図として以下に示す。

第1 既往の水害

金山町において、近年発生した水害では、昭和49年8月「東北地方中部の大雨」と昭和50年の集中豪雨による水害が大きな被害をもたらしている。

金山町の主な水害を水害年表に示す。

□ 水害年表

災害発生年月日 (年 号)		災害の概要	出典
1875	明治8年	金山橋落ちる。被害の状況等詳細については、記録なく不明。	2
1879	明治12年	洪水、その詳細被害の程度不明。	2
1881	明治14年	金山川左岸破壊を受け、工費1,295円を投じ石堤を築き、以て治水の方法を設けた。上台川に520円の治水工費を要したとあり。	3
1883	明治16年	金山川流域洪水のため、200円の工事費を以て堤防を築いた。	3
1889	明治22年	金山川流域洪水あり、1,126円の工事費を以て堤防を築いた。	3
1897	明治30年	金山川流域洪水のための堤防は回復旧費2,250円	3
1898	明治31年	8月7日金山川流域洪水のため、金山川堤防破壊	2
1899	明治32年	8月4日金山川堤防破壊150間の被害、田、畑、被害42町歩1,788円の治水費を要した。	3
1904	明治37年	8月8日金山川堤防破壊被害80間、田1反歩流出、浸水1町歩、治水費888円を要す。	3
1909	明治42年	4月7日堤防決壊750間、田・畑25町歩余の被害を受けた流出した。田16町歩余、人家流出2戸、治水費8,890円を要した。	3
1913	大正2年	8月26日堤防決壊100間余、田畑5町歩余被害、治水費700円を要した。	3
1914	大正3年	8月2日堤防決壊270間、田畑10町歩余被害、浸水家屋12戸、中田川筋田畑被害40町歩余、浸水家屋6戸、流出長屋8棟、国道決壊流出被害1,000間余、橋梁大小15箇所流出	3
1920	大正9年	洪水、その詳細被害の程度不明	2
1921	大正10年	洪水、その詳細被害の程度不明	2
1926	大正15年	有屋道路外10ヶ所に災害土木費を支出	2
1927	昭和2年	洪水、その詳細被害の程度不明	2
1930	昭和5年	7月15日集中豪雨あり、金山大橋流出、2戸流出、25戸浸水せり。	3
1944	昭和19年	7月19・20日最上郡北部を中心に飽海郡にかけて大豪雨あり、合量300兆以上の区域が広く、大水害となる。	1
		8月6日金山川氾濫し、十日町、羽場83世帯浸水、2戸流出	3
1947	昭和22年	7月23日金山川氾濫し、羽場部落23世帯浸水	3

災害発生年月日 (年 号)		災害の概要	出典
		7月21～23日には、庄内北部と最上地方に300mm以上の豪雨を降らし大被害を生じた。	
1974	昭和49年	8月1日集中豪雨により河川が氾濫し、町全域にわたって住家被害91棟、非住家被害51棟、田・畑被害438.7ha、道路・橋梁損壊40箇所、河川決壊127箇所、水道施設7箇所、清掃施設1箇所の被害があり、被害総額16億1千700万円であった。	3
1975	昭和50年	8月6日局地的集中豪雨により中田川が氾濫し、人的被害死者2人、住家被害60棟、非住家被害20棟、田・畑被害618.7ha、道路決壊16箇所、河川決壊96箇所、砂防施設1箇所、水道施設9箇所被害があり、被害総額20億2千200万円であった。	3
1976	昭和51年	8月5日から県内に降りだした雨は、庄内地方を襲い最上・村山地方、さらに置賜地方と南下し、県内一円に及び、7日は再び北上し、鶴岡市220mm、大江町199mm、全県下100mmを超える大雨となり、最上川を中心に県内各地の中小河川が増水した。このため43市町村で道路、河川、がけ崩れ、農地及び農業用施設、治山施設等に大きな被害となり、県及び19市町村は災害対策本部を設置した。	1
1985	昭和60年	9月7日日本海の低気圧が東北東進したのに伴い、この低気圧から南に伸びる寒冷前線が県内を通過し、一時雷雨を伴った強い雨や突風が吹き荒れた。金山町の時間雨量28mm、日雨量53mm、総雨量53mmであった。	1
1987	昭和62年	8月28日から29日にかけて、日本海の低気圧が東北中部を通過して温暖前線が東西に伸びており、活動が活発化したため、庄内地方を中心に大雨となった。県内各地で総雨量100mmを越し、道路、JR線が不通になるなど被害があいついだ。各地の総雨量は、鼠ヶ関308mm、鳥海山214mm、櫛引161mm、金山155mm、尾花沢132mmを記録した。	1
1991	平成3年	9月26日夜沖縄付近にあった大型で非常に強い台風19号は、北東進して27日夕方に長崎県佐世保市付近に上陸し、その後日本海を速い速度でさらに北東に進み、28日朝3時～5時頃にかけて、山形県の沖合約200kmを時速約100kmの速度で通過した。これにより県内では、27日夜半から28日夕方まで強風が吹き荒れ、最大瞬間風速45.9m/s(28日4時20分酒田)等庄内・最上両地方では平均風速10m/sを超えた。	1
1998	平成10年	8月6日から8日までに雨量が207mmを記録し、住家被害は3世帯、非住家被害1棟、河川の護岸被害22箇所、農林被害24箇所、土砂崩れが1箇所の被害を受けた。被害額は、建設課所管については2,500万円、農林課所管については、3,665万円となる。	1
2018	平成30年	8月5日から6日にかけて、前線が東北地方に停滞し、前線や低気圧に向って暖かく湿った空気が流れ込み、発達した積乱雲が次々に通過したため、庄内や最上を中心に非常に激しい雨となり、金山町では24時間雨量が312.5mmを記録。床下浸水11戸、土砂崩れ等による通行止め5箇所、護岸決壊、河川洗掘等12箇所、農地被害は38箇所に及んだ。	1

出典：1，山形県地域防災計画、2，金山町史、3，金山町町民税務課

第2 既往の土砂災害

金山町の主な土砂災害の概要を土砂災害年表に示す。

□ 土砂災害年表

災害発生年月日 (年 号)		災害の概要
1995	平成7年	12月11日、金山町中田で土砂崩壊のため、国道13号北進車線の路盤が、ガードレールごと長さ25m、幅最大約2mにわたって崩壊し、アスファルト路面が宙に浮いた状態となった。また、この影響により国道から70mほど離れた県道釜淵中田線も路面が押し上げられ、約80mにわたり亀裂が入ったほか、県道に埋設してある水道管が破裂したため付近の108世帯が一時断水した。 この被害により国道は片側交互通行、県道は全面通行止めの措置がしばらく続いた。
2000	平成12年	4月8日、金山町漆野地区黒岩地内での落石によって県道釜淵中田線が全面通行止めとなり、6月2日に片側交互通行措置がとられるまで漆野地区内への交通は真室川町釜淵経由となったことから、住民生活に大きな不便が生じた。
2004	平成16年	7月17日、金山町漆野地区黒岩地内で幅50m、長さ130mにわたり土砂崩れが発生し、住宅1棟が一部損壊し、隣接する土蔵1棟が全壊した。これにより3世帯10人が漆野公民館に避難した。

出典：金山町町民税務課収集資料

第3 計画の前提となる災害の想定

本町の地形は、山々に囲まれた盆地を形成し、金山川を中心に上台川、中田春木川等の河川が流れている、また、冬期は積雪寒冷地帯に属し春から夏にかけて多雨多湿となる気候条件にある。このことから、水害対策、土砂災害対策、雪霜対策は重要であるといえる。

- | |
|--|
| <p>(1) 自然現象に基づく災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 台風、集中豪雨等による災害 ② 地すべり、山崩れ等による災害 ③ 雪害、冷害等による災害 ④ 内陸直下型地震による災害（第5節に記載） ⑤ その他 <p>(2) 人為的原因に基づく災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 火事による災害 ② 道路交通による交通災害 ③ 危険物の流出、爆発による災害 ④ その他死傷者が集団的に発生する災害 |
|--|

1 風水害に関する危険性

金山町内の水害に対する危険性を評価した結果は、危険度判定の評価基準による危険区域に示すとおりである。

□ 評価基準による危険区域

評価	危険度の内容	該当する地区	危険区域
AA	危険性が非常に大きい	・氾濫平野、旧河道で過去に水害が発生した地区	・該当区域なし
A	危険性が大きい	・氾濫平野、旧河道に分類される地区 ・谷底平野、低位段丘に分類され、過去に水害が発生した地区	・金山川、上台川、猪ノ沢川に沿った段丘より一段低区域 ・町役場北側の金山川右岸
B	危険性がやや大きい	・谷底平野、低位段丘に分類された地区 ・中位段丘、低地部造成地に分類された地区で過去に水害が発生した地区	・それぞれの河川の氾濫平野の上流部に当たる谷底平野沿いに分布
C	危険性がある	・中位段丘、低地部造成地に類された地区 ・山地部造成地で、過去に水害が発生した地区	・金山、下野明といった市街地や集落が発達している段丘の区域
D	危険性が小さい	・山地部造成地 ・上記以外の地区で、過去に水害が発生した地区	・該当区域なし

2 土砂災害に関する危険性

金山町内の土砂災害に対する危険性を評価した結果は、危険度判定の評価基準による危険区域に示すとおりである。

□ 評価基準による危険区域

評価	危険度の内容	該当する地区	危険区域
AA	危険性が非常に大きい	・地すべり地形、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区、土石流危険溪流、崩壊土砂流出危険区域、砂防指定地、雪崩危険箇所に指定されており、過去に土砂災害が発生した地区	該当区域なし
A	危険性が大きい	・地すべり地形、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区、土石流危険溪流、崩壊土砂流出危険区域、砂防指定地に指定されている地区	・平地から山地へと地形が変化する付近に分布している、災害危険箇所関連の指定地及び地すべり地形の区域が該当する。
B	危険性がやや大きい	・山地部造成地で、過去に土砂災害が発生した地区	・同上
C	危険性がある	・山地部造成地に分類された地区	・同上
D	危険性が小さい	・崖錐に分類された地区 ・上記以外の地区で、過去に土砂災害が発生した地区	・同上

第5節 既往の地震災害と想定

現在までに金山町内で発生した大規模な地震はないため、周辺地域に発生した主な地震の概要の地震災害年表に示す。

地震発生状況（震源地）については、金山町では2015年（平成27年）に1件確認されている。

本町周辺には、新庄盆地断層帯が存在することにより、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震、平成17年8月16日に発生した宮城県沖地震、平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震、同年7月24日に発生した岩手県沿岸北部を震源とする地震、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震のような大きな被害をもたらす地震が発生する可能性があることを認識しなければならない。

地域防災計画を阪神・淡路大震災クラスの内陸型地震にも有効に機能するようにすることは重要な課題であり、また、このためには、このような大規模地震が発生した場合の被害を「山形盆地断層帯の長期評価」に基づき想定することが重要である。

第1 過去の地震記録と被害状況

山形県及びその付近に起こった地震は次表のとおりである。

金山町を中心とした地震発生状況（震源地）を表に示す。

□ 地震災害年表

災害発生年月日		災害の概要	出典
西暦	和暦		
850	嘉祥3年 (10月16日)	11月27日、出羽、北緯39.0度、東経139.7度を震央としてマグニチュード7.0の地震が発生する。出羽国地大いに震い、国府井口（山形県飽海郡本楯村樋口）の地山谷所を易ふ。又、海波を颯げ圧死するもの多し。	1
1804	文化元年 (6月4日)	7月10日22時、象潟地震（羽前羽後）、北緯39.1度、東経140.0度を震央としてマグニチュード7.0の地震が発生し、由利郡、飽海郡、田川郡の被害大。特に、象潟では潰れた家532戸、死者63人。この地震全体では、潰家5,500、死者333人。津波を伴い、余震多し。又陸地隆起（最大2m位）にして、象潟湖干潟となる。	1
1833	天保4年 (10月26日)	12月7日15時、羽前佐渡、北緯38.9度、東経139.3度を震央としてマグニチュード7.5の地震が発生する。被害は庄内・佐渡で最も大きく、津波が発生した。山形県南部では水死38人、家屋流失158戸、船流出305、山形・新潟県境では潰家270戸、佐渡では家屋流出79戸、家屋全半壊460戸、津波は北海道から能登まで及んだ。	1
1894	明治27年	10月22日17時35分、庄内地震、北緯38.9度、東経139.9度を震央としてマグニチュード7.0の地震が発生する。被害は酒田付近が最も大きく、山形、本荘にまで及んだ。この地震による被害は、死者726人、負傷者1,060人、家屋全壊3,858戸、半壊2,397戸、破損7,863戸、焼失2,148戸余震多し。	1

災害発生年月日		災害の概要	出典
西暦	和暦		
1896	明治29年	8月31日17時06分、陸羽地震（羽後陸中境付近）、北緯39.5度、東経140.7度を震央としてマグニチュード7.2の地震が発生する。山形県の被害は、屋根瓦墜落や石灯籠の転落、土蔵の壁亀裂等で軽微だったが、山形では庄内地震より強く感じた。	2
1897	明治30年	2月20日5時50分、宮城県沖、北緯38.1度、東経141.9度を震央としてマグニチュード7.4の地震が発生する。天童で住家小被害	2
1933	昭和8年	3月3日2時31分、昭和三陸地震、北緯39.1度、東経145.1度を震央としてマグニチュード8.1の地震が発生する。山形県下一円震度3であり、軽微な被害、家屋損壊7戸（庄内4、村山3）、その他軽被害。	2
1939	昭和14年	5月1日14時58分、男鹿地震、北緯39.9度、東経139.8度をマグニチュード6.8の地震が発生し、酒田で震度4、山形で震度2を記録した。弱い津波が発生したものの被害はなかった。	1
1944	昭和19年	12月7日1時27分、左沢地震、北緯38.4度、東経140.4度を震央としてマグニチュード5.5の地震が発生し、山形で震度3（震源地付近震度6）大江町本郷萩野付近で納屋倒壊1棟、このほか土蔵の破損多数、家屋の傾斜や異常数戸あり、左沢で煙突折損、山崩れ、地割れあり、地鳴りを伴い余震多数	1
1964	昭和39年	5月7日16時58分、男鹿半島沖、北緯40.4度、東経138.7度を震央としてマグニチュード6.9の地震が発生し、酒田で震度4、新庄で震度2、山形で震度1を記録した。秋田・山形県境の小砂川～女鹿間の線路に地割れ列車一時不通、弱い津波発生	1
1964	昭和39年	6月16日13時1分、新潟地震、北緯38.4度、東経139.2度を震央としてマグニチュード7.5の地震が発生し、鶴岡で震度6、酒田・新庄で震度5、山形で震度4を記録した。被害は県全域に及んだが、庄内地方ほど大きかった。また、津波も発生したが、被害はほとんどなかった。県内の被害は死者9人、負傷者99人、住家全壊512戸、半壊1,283戸、床上浸水16戸、床下浸水23戸、一部破損42,074戸、非住家被害1,772戸、水田流失埋没787箇所、道路損壊185箇所、橋梁流失4箇所、堤防決壊6箇所、山崩れ35箇所、鉄道被害22箇所、通信被害458回線、船舶被害4艘、被災世帯1,505件、被災者概数7,331人、	1
1968	昭和43年	5月16日9時48分、十勝沖地震、北緯40.7度、東経143.6度を震央としてマグニチュード7.9の地震が発生し、酒田で震度4、山形・新庄で震度3を記録した。県内の被害は、非住家被害（中山町）1戸、停電（上山市、中山町）約1,800戸	1
1972	昭和47年	8月20日19時09分、山形県庄内地方、北緯38.6度、東経140.0度を震央としてマグニチュード5.3の地震が発生し、酒田・新庄で震度3、山形で震度1を記録した。鶴岡市でコンクリートアパートの壁剥落や停電6,000戸等の軽被害	1
1978	昭和53年	6月12日17時14分、宮城県沖地震、北緯38.2度、東経142.2度を震央としてマグニチュード7.4の地震が発生し、新庄で震度5、山形・酒田で震度4を記録した。被害は交通障害、電話回線の不通等の広範囲にわ	1

【総則】第5節 既往の地震災害と想定

災害発生年月日		災害の概要	出典
西暦	和暦		
		たり、この他、負傷者1人、住家全壊1戸、一部破損非住家被害2戸、道路損壊4箇所、停電19万戸に達し、被害総額は5億円を超えた。	
1983	昭和58年	5月26日11時59分、日本海中部地震、北緯40.4度、東経139.1度を震央としてマグニチュード7.7の地震が発生した。酒田で震度4、山形・新庄で震度3を記録し、建物一部破損1戸、道路損壊1箇所、船舶沈没9艘のほか、文教施設23戸、停電（酒田市）560戸、水道管破裂や電話不通等の被害があった。（秋田県内で県人2人死亡）	1
1996	平成8年	8月11日3時12分、秋田・宮城県境、北緯38.9度、東経140.6度を震央とするマグニチュード6.1の地震が発生し、新庄で震度4、酒田・金山で震度3を記録した。また、同日03時54分頃秋田・宮城県境、北緯38.9度、東経140.7度を震央とするマグニチュード5.4の地震が発生、酒田・新庄・金山で震度3を記録している。さらに、同日08時10分頃秋田・宮城県境、北緯38.9度、東経140.7度を震央とするマグニチュード5.7の地震が発生し、金山町では震度3を記録している。	1
1999	平成11年	2月26日14時18分、秋田県沿岸南部、北緯39.2度、東経139.8度を震央とするマグニチュード5.3の地震が発生し、本県では遊佐町で震度5弱、酒田市・八幡町・平田町で震度4。住家一部破損217戸、公共施設一部損壊13施設（遊佐町12、酒田市1）、道路損壊7箇所、河川被害1箇所、停電1,038戸（酒田市）、断水113戸の被害があった（公共施設1施設と停電以外は全て遊佐町に被害が集中）。	1
2003	平成15年	5月26日18時24分、宮城県沖、北緯38.8度、東経141.7度を震央とするマグニチュード7.1の地震が発生し、本県では中山町で震度5強。村山市・最上町5弱。負傷者（山形市3、中山町1、山辺町1、村山市2、尾花沢市1、大石田町1、新庄市1）10人、住家一部破損2棟、非住家一部破損85棟、道路損壊14箇所、河川1箇所などの被害があった。	1
2003	平成15年	7月26日7時13分、宮城県北部、北緯38.4度、東経141.2度を震央とするマグニチュード6.4の地震が発生し、本県では中山町・村山市・新庄市・最上町で震度4を記録した。負傷者（山形市、山辺町）2人の被害があった。	1
2004	平成16年	10月23日17時56分、平成16年（2004年）新潟県中越地震、北緯37.3度、東経138.9度を震央とするマグニチュード6.8の地震が発生し、本県では村山市・山辺町・中山町・河北町・川西町・小国町・酒田市で震度4を記録した。人的・物的被害なし。	1
2005	平成17年	8月16日11時46分、宮城県沖、北緯38.2度、東経142.3度を震央とするマグニチュード7.2の地震が発生し、本県では上山市・村山市・天童市・東根市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・新庄市・最上町・舟形町・大蔵村・戸沢村・米沢市・南陽市・高島町・川西町・小国町・白鷹町・酒田市・庄内町・藤島町・三川町・遊佐町・松山町・平田町で震度4を記録した。負傷者（天童市）1人、住家一部破損1棟、非住家一部破損3棟、文教施設一部破損3箇所などの被害があった。	1

【総則】第5節 既往の地震災害と想定

災害発生年月日		災害の概要	出典
西暦	和暦		
2007	平成19年	7月16日10時13分、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震、北緯37.6度、東経138.6度を震央とするマグニチュード6.8の地震が発生し、本県では上山市、山辺町、中山町、西川町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町で震度4、鶴岡市、酒田市、山形市、米沢市ほか15市町村で震度3を記録した。被害なし	1
2008	平成20年	6月14日8時43分、平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震、北緯39.0度、東経140.9度を震央とするマグニチュード7.2の地震が発生し、本県では最上町で震度5弱、鶴岡市、酒田市ほか20市町村で震度4を記録した。県人3名が宮城県栗原市内で死亡、ほか金山町民2名が行方不明。県地内での被害は重傷者1、住家1、非住家3、道路被害5、にぎり水7地区、180戸断水、教育施設一部損壊5など	1
2008	平成20年	7月24日0時26分、岩手県沿岸北部、北緯39.7度、東経141.6度を震央とするマグニチュード6.8の地震が発生し、本県では鶴岡市、酒田市、村山市、中山町、最上町で震度4、山形市、米沢市、新庄市ほか25市町村で震度3を記録した。重傷者2、非住家被害1	1
2011	平成23年	3月11日14時46分、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震、北緯38.1度、東経142.9度を震央とするマグニチュード9.0の地震が発生し、本県では上山市、中山町、尾花沢市、米沢市で震度5強、鶴岡市、酒田市、新庄市、村山市、天童市、東根市、南陽市ほか13市町村で震度5弱、山形市、寒河江市、長井市、金山町ほか7町村で震度4を記録した。県人2名が山形市内、南相馬市内で死亡。 余震（2011年4月7日 宮城県沖 マグニチュード7.2） 最大震度5弱：新庄市、最上町、舟形町、大蔵村、村山市、東根市、中山町、河北町、尾花沢市、大石田町）県人1名が尾花沢市内で死亡。 余震（2011年4月11日 福島県浜通り マグニチュード7.0） 最大震度5弱：上山市、山辺町、中山町、白鷹町5弱 その他重傷者10、軽傷者35、住家被害（半壊14、一部損壊1,279）非住家124などの被害があった。	1
2019	令和元年	6月18日22時22分、山形県沖、北緯38.6度、東経139.5度を震央とするマグニチュード6.7の地震が発生し、本県では鶴岡市で震度6弱、酒田市、三川町、大蔵村で震度5弱、米沢市、新庄市、上山市ほか19市町村で震度4、金山町ほか6市町で震度3を記録し、鶴岡市鼠ヶ関で11cm、酒田市で5cmの津波を観測した。重傷者3、軽傷者25、建物被害944棟（半壊4、一部破損940）の被害があった。	2

出典：1. 山形県地域防災計画、2. 金山町町民税務課資料

注：災害発生年月日と災害概要の月日が異なるのは、西暦の月日と日本暦の月日の違い。

□ 地震発生状況

圏域	震源地	発生年月日	マグニチュード	備考
10・20km圏内	山形県金山町	1988年 4月 3日	0.0	無感地震
	山形県金山町	2015年 3月28日	3.3	
50km圏内	山形県櫛引町	1706年 1月19日	5.3	
	山形県酒田市	1780年 7月20日	6.5	
	山形県遊佐町	1804年 7月10日	7.0	象潟地震
	山形県酒田市	1894年10月22日	7.0	庄内地震
	秋田県羽後町	1914年 3月28日	6.1	
	山形県大江村	1944年12月 7日	5.5	
	山形県羽黒町	1972年 8月20日	5.3	
	宮城県鳴子町	1976年 7月 5日	4.9	
	宮城県鳴子町	1996年 8月11日	5.9	

出典：新編日本の活断層（活断層研究会編）
東北地方の地震活動（仙台管区気象台H.2）

第2 予想される被害等の状況

1 被害想定調査の実施

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定を超える大きな被害をもたらし、このような地震が日本各地で発生する可能性のあることを示した。

地域防災計画を阪神・淡路大震災を引き起こした内陸地震や東日本大震災において発生した津波にも有効に機能するようにすることは重要な課題であり、そのためには、このような大規模地震が県内に発生した場合の被害を想定することが必要である。

これまで県では、平成8年度及び平成9年度の2年度にわたって、山形県地震対策基礎調査（被害想定調査）を実施した。平成14年には国の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査委員会」という。）より「山形盆地断層帯の評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード7.8の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、山形盆地断層帯の被害想定調査を実施した。

さらに、平成17年に「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、庄内地方においてマグニチュード7.5、置賜地方においてマグニチュード7.7の地震発生の可能性があることの指摘がされたことから、両断層帯の被害想定調査を実施した。

2 被害想定の方

(1) 地震規模の設定

① 山形県地震対策基礎調査（平成8～9年度実施）

地域防災計画を阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震クラスの内陸地震にも有効に機能するようにするための基礎資料を得るという趣旨から、マグニチュード7クラスの内陸地震を想定した。

② 山形盆地断層帯被害想定調査（平成14年度実施）

地震調査委員会が公表した「山形盆地断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.8の地震を想定した。

③ 長井盆地西縁断層帯被害想定調査（平成17年度実施）

地震調査委員会が公表した「長井盆地西縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.7の地震を想定した。

④ 庄内平野東縁断層帯被害想定調査（平成17年度実施）

地震調査委員会が公表した「庄内平野東縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.5の地震を想定した。

(2) 震源域の設定

村山、置賜、庄内の3地域については、国の地震調査委員会が公表した長期評価の断層帯を震源域とし、最上地域については「新編日本の活断層（東京大学出版会）」における活断層の分布状況等を考慮し震源域を設定した。

区分	震源域	地震規模(マグニチュード)	起震断層の長さ
内陸地震	庄内平野東縁断層帯	7.5	38km
	新庄盆地断層帯	7.0	25km
	山形盆地断層帯	7.8	60km
	長井盆地西縁断層帯	7.7	51km

※ 新庄盆地断層帯については、平成9年度実施地震対策基礎調査、山形盆地断層帯については、平成14年度実施の被害想定調査、長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯については平成17年度実施の被害想定調査による。

(3) 発生ケースの設定

過去の地震の例などによれば、地震発生の季節や時刻によって被害状況が異なってくることが考えられることから、それぞれの想定地震について、在宅の状況、積雪の有無及び火気の使用状況を考慮し、条件の異なる3つのケース（夏季昼間・冬季早朝・冬季夕方）を設定した。

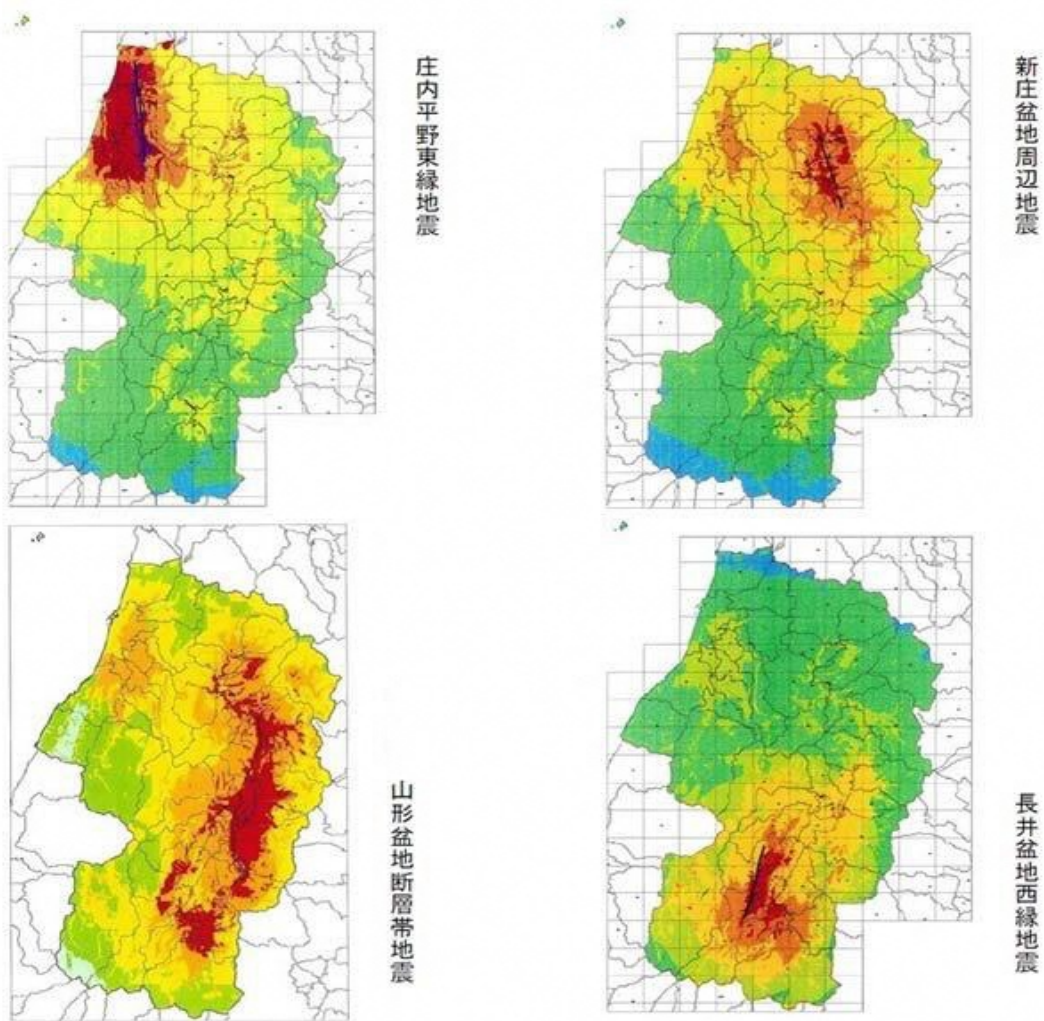
(4) 被害想定項目と想定手法

想定項目	想定対象	想定内容	考慮した要因
地震動	全県域	震度、最大地表加速度、最大地表速度	起震断層からの距離、地盤
液状化危険度	平野部、盆地部	液状化危険度	地盤、地震動
土砂災害	急傾斜地、地すべり、土石流、雪崩危険箇所	地震時危険性	平常時の危険度、地震動
建物被害	家屋、事務所、店舗、公共施設など（物置・土蔵等は除く）	全壊棟数、半壊棟数	地震動、液状化危険度構造（木造、RC造等）、建築年次、屋根の種類・柱の太さ・積雪の有無（地域ブロックごと）
死者、負傷者	建物被害による死傷、地震火災による死傷	死者数、重軽傷者数（病院で手当を受ける程度の負傷）	建物被害、地震火災、発生季節と時刻
避難所生活者	自宅居住困難による避難	避難所に滞在する人数	罹災者数 県民防災意識アンケート調査結果
交通機関（道路・鉄道）	緊急輸送道路、鉄道	通行障害発生の可能性（長期間（1カ月）と短期間（数日））	地震動、液状化危険度橋梁、土砂災害危険箇所

【総則】第5節 既往の地震災害と想定

想定項目	想定対象	想定内容	考慮した要因
交通機関 (空港・港湾)	空港、港湾	被害発生の可能性	地震動、液状化危険度 耐震対策の実態
河川構造物	河川堤防、ため池、ダム	地震水害発生危険性	地震動、液状化危険度 耐震対策の実態
ライフライン	上水道、下水道、都市ガス、LPガス、電気 電話	供給停止世帯数	地震動、液状化危険度 架線・埋設管の種類と 延長
危険物施設等	石油タンク、高圧ガス タンクなど	地震時の危険性	地震動、液状化危険度 種類ごと施設数

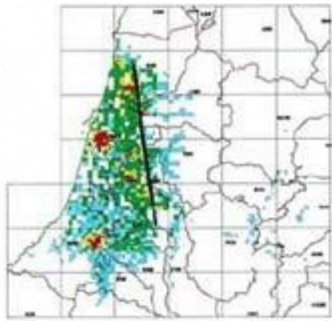
□ 震度分布図



凡 例	
	震度3以下
	震度4
	震度5弱
	震度5強
	震度6弱
	震度6強
	震度7

震度分布

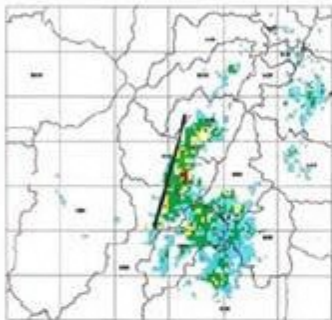
資料：山形県文化環境部(1998)「山形県地震対策基礎調査」
 ；山形県文化環境部(2002)「山形盆地断層帯被害想定調査」



庄内平野東縁地震

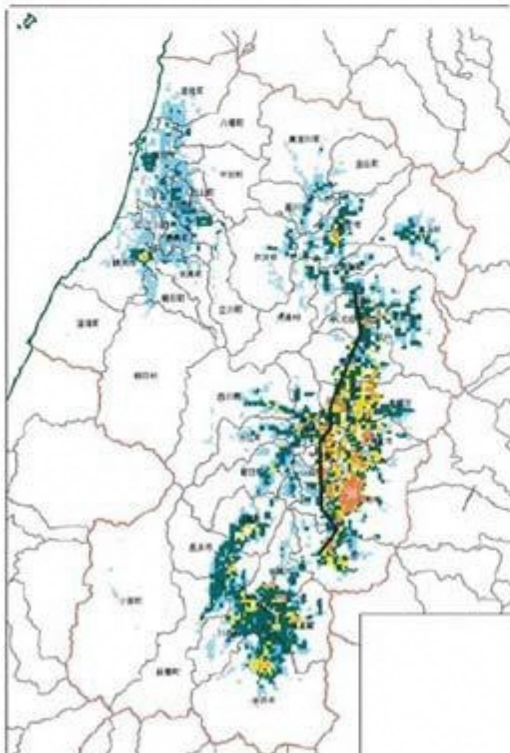


新庄盆地周辺地震



長井盆地西縁地震

凡 例	
	0.1棟/500mメッシュ未満
	1棟/500mメッシュ未満
	5棟/500mメッシュ未満
	20棟/500mメッシュ未満
	100棟/500mメッシュ未満
	100棟/500mメッシュ以上



山形盆地断層帯地震

凡 例	
	0.1棟/500mメッシュ未満
	1棟/500mメッシュ未満
	5棟/500mメッシュ未満
	20棟/500mメッシュ未満
	100棟/500mメッシュ未満
	100棟/500mメッシュ以上

全壊棟数分布

資料：山形県文化環境部(1998)「山形県地震対策基礎調査」
 ：山形県文化環境部(2002)「山形盆地断層帯被害想定調査」

3 想定被害の概要

(1) 被害の規模

4つの想定地震の中では、設定した地震規模が最も大きく、人口が集積している村山地域で地震が発生することになる山形盆地断層帯地震の場合が、最も被害が大きくなる。

3つの発生ケースの中では、冬季夕方の場合、屋根に積雪があるため建物被害が大きくなるとともに、火気器具の使用が多いため出火が多くなる傾向がある。冬季早朝の場合は、夕方の場合に比較し、火災は減少するが、家屋にいる人の割合が多いため死傷者が増加する傾向にある。一方、夏季昼間の場合は、他の場合に比較し、建物被害、地震火災、死傷者ともに減少する傾向にある。

□ 冬季早朝における想定被害の状況（県全域）

想定項目 \ 想定地震	庄内平野東縁断層帯地震	新庄盆地断層帯地震	山形盆地断層帯地震	長井盆地西縁断層帯地震
震度	3～7	3～6強	4～7	3～7
建物全壊	10,781棟	1,295棟	34,792棟	22,475棟
建物半壊	23,618棟	5,342棟	54,397棟	50,926棟
建物焼失	63棟	16棟	297棟	82棟
死者	915人	110人	2,114人	1,706人
負傷者	9,694人	2,585人	21,887人	16,405人
避難所生活者（ピーク時）	41,044人	7,776人	94,688人	78,849人
上水道断水世帯	169,434世帯	23,574世帯	202,444世帯	327,131世帯
都市ガス停止世帯	46,378世帯	3,510世帯	50,082世帯	29,005世帯
停電世帯	20,816世帯	30,127世帯	114,823世帯	43,750世帯
電話不通世帯	13,156世帯	17,391世帯	98,042世帯	25,709世帯

(2) 被害の範囲

庄内平野東縁断層帯地震	庄内地域の広い範囲及び最上地域の一部において被害が発生する。
新庄盆地断層帯地震	最上地域とともに、庄内地域の広い範囲及び村山地域の北部にも被害が発生する。
山形盆地断層帯地震	村山地域の広い範囲と置賜地域の都市部に被害が多く発生し、最上地域、庄内地域を含め、全県的に被害が発生する。
長井盆地西縁断層帯地震	置賜地域及び村山地域の全域と庄内地域の一部において被害が発生する。

(3) 本町における被害の規模

□ 想定被害の状況（金山町）

庄内平野東縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		平均で震度5強、最大で震度6弱		
建物被害	全壊計（棟，％）	8（0.3）		5（0.2）
	半壊計（棟，％）	113		71
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後（世帯，％）	1,272（74.7）		
	上水道の断水世帯：一日後（世帯，％）	746（43.8）		
	LPガス全半壊率：冬期（％）	4.2		
	LPガス要点検供給世帯（世帯）	76		
	下水道被害率（％）	1.58		
	下水道排水困難人口（人）	42		
	停電世帯（世帯，％）	0（0.0）		
	電話不通世帯（世帯，％）	0（0.0）		
人的被害	死者（人）	1	2	1
	負傷者（人）	46	74	46
	避難者：昼間（人，％）	191（2.6）		
	避難者：夜間（人，％）	253（3.4）		

長井盆地西縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		平均で震度5強、最大で震度5強		
建物被害	全壊計（棟，％）	0（0.0）		0（0.0）
	半壊計（棟）	3		3
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後（世帯，％）	0（0.0）		
	上水道の断水世帯：一日後（世帯，％）	0（0.0）		
	LPガス全半壊率：冬期（％）	0.1		
	LPガス要点検供給世帯（世帯）	2		
	下水道被害率（％）	0.30		
	下水道排水困難人口（人）	8		
	停電世帯（世帯，％）	0（0.0）		
	電話不通世帯（世帯，％）	0（0.0）		
人的被害	死者（人）	0	0	0
	負傷者（人）	0	0	0
	避難者：昼間（人，％）	28（0.4）		
	避難者：夜間（人，％）	35（0.5）		

【総則】第5節 既往の地震災害と想定

新庄盆地断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		平均で震度5強、最大で震度6強		
建物被害	全壊計（棟，％）	4（0.2）	4（0.2）	3（0.1）
	半壊計（棟，％）	30（－）	30（－）	21（－）
ライフライン被害	上水道の断水世帯（世帯，％）	987（57.1）		986（57.0）
	停電世帯（世帯，％）	367（20.6）		363（20.4）
	電話被害加入者（件，％）	173（7.9）		168（7.6）
地震火災（件，％）		0（0.00）	0（0.00）	0（0.00）
建物倒壊及び火災等による人的被害	死亡者数（人，％）	0（0.00）	1（0.01）	0（0.00）
	重傷者数（人，％）	0（0.00）	7（0.09）	0（0.00）
	負傷者計（人，％）	0（0.00）	46（0.06）	0（0.00）
	り災者（人，％）	122（1.5）	121（1.5）	84（1.1）
	避難所生活者（人，％）	45（0.6）	45（0.6）	30（0.4）

山形盆地断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		平均で震度5強、最大で震度6強		
建物被害	全壊計（棟，％）	7（0.3）		5（0.2）
	半壊計（棟，％）	40（1.8）		29（1.3）
地震火災	出火件数（件）	1	0	0
	焼失棟数（棟）	1	0	0
	焼失率（％）	0.04	0.02	0.00
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後（世帯，％）	0（0.0）		
	上水道の断水世帯：一日後（世帯，％）	0（0.0）		
	LPガス全半壊率：冬期（％）	0.1		
	LPガス要点検供給世帯（世帯）	2		
	下水道被害率（％）	0.30		
	下水道排水困難人口（人）	8		
	停電世帯（世帯，％）	0（0.0）		
	電話不通世帯（世帯，％）	0（0.0）		
人的被害	死者（人，％）	1（0.01）	1（0.01）	0（0.01）
	負傷者（人，％）	46（0.58）	46（0.58）	27（0.34）
	り災者（人，％）	170（2.14）	168（2.14）	118（1.49）
	避難所生活者（人，％）	66（0.83）	65（0.82）	44（0.56）

第4 地震災害に関する危険性

金山町内の地震災害に対する危険性を評価した結果は、危険度判定の評価基準による危険区域に示すとおりである。

□ 評価基準による危険区域

評価	危険度の内容	該当する地区	危険区域
AA	危険性が非常に大きい	・ 氾濫平野、旧河道に分類された地区及び急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区、雪崩危険箇所の指定地で過去に地震被害が発生した地区	・ 該当区域なし
A	危険性が大きい	・ 氾濫平野、旧河道に分類された地区及び急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区、雪崩危険箇所の指定地 ・ 谷低平野、自然堤防、低位段丘、低地部造成地、地すべり地形に分類された地区及び地すべり危険箇所の指定地で過去に地震被害が発生した地区	・ 地形上、旧河道、氾濫平野に分類された低地部が該当
B	危険性がやや大きい	・ 谷低平野、自然堤防、低位段丘、低地部造成地、地すべり地形に分類された地区及び地すべり危険箇所の指定地 ・ 中位段丘・山地部造成地に分類された地区で過去に地震被害が発生した地区	・ 金山川、上台川、中田春木川に沿いの谷低平野区域
C	危険性がある	・ 中位段丘・山地部造成地に分類された地区 ・ 扇状地、高位段丘、崖錐に分類された地区で、過去に地震被害が発生した地区	・ 市街地を形成している金山をはじめとする集落地区
D	危険性が小さい	・ 扇状地、高位段丘、崖錐に分類された地区で ・ 上記以外の地区で、過去に地震被害が発生した地区	・ 該当区域なし

第6節 防災に関する基本方針（防災ビジョン）

本町は、水害、土砂災害、雪害及びこれらに係る二次災害などに対処するため、自らの安全を確保する『自助』、地域コミュニティなどによる相互扶助を基礎とした『共助』、行政による『公助』の『三助』を基本に防災ビジョンの基本方針を定める。

第1 現況と問題点の把握

次に挙げる町の災害に対する現況と問題点を把握し、今後の防災対策づくりに活用する。

1 予測される災害

(1) 河川の氾濫

町を流れる金山川、上台川の氾濫による家屋の浸水などが予想される。

また、神室ダム、柘沢ダムなどの決壊等による氾濫等にも留意することが必要である。

(2) 土砂災害

地形上、地すべり、急傾斜地崩壊、土石流の発生などが予想される。

2 災害発生時の問題点

災害発生時の迅速な避難、人命救助、財産保護などの活動に支障をきたすと考えられる問題点は次のとおりである。

(1) 昼間人口の不足

昼間に災害が発生した場合、高齢者率が高い地域における迅速な救護活動が十分に機能しない可能性がある。

(2) 避難所、避難場所の再配備検討及び要配慮者施設の不足

避難所、避難場所は、各地域に指定されているものの、災害の種類によって利用できない事態なども想定し、収容避難可能な避難施設の再配備に向けた検討が必要である。

要配慮者施設の配備についての検討が必要である。

(3) 避難所、避難場所の被害

避難所、避難場所の中には、土砂災害等被害の可能性のあるものや、施設の老朽化が懸念されるものもある。

(4) 災害時における集落の孤立

山間部に位置することから、災害発生時に、土砂災害、浸水等により孤立する可能性のある集落が存在する。特に、土砂災害による土砂ダムによる孤立の可能性のある集落においては、あらかじめ孤立対策を考慮した防災体制整備が必要である。

3 その他

東日本大震災など広域避難支援に対し、避難所の提供などを実施しているが、今後、コミュニティ単位で避難の受入れなど、被災状況に応じた避難者の受入体制について、あらかじめ検討しておくことが必要である。

4 災害に備えた対策

上記の問題点に対し、以下のような対策を講ずる。

(1) 昼間人口に配慮した対策

町は、昼間の災害への対策を考慮し、平常時から自主防災組織などが中心となり、要配慮者の所在を把握し、迅速な避難、救助活動等を実施するための人員配備・担当地区の設定等、諸対策を講ずる。

(2) 避難所、避難場所及び要配慮者施設不足への対策

町は、山間部に居住する住民も迅速に避難し、安全に利用できる避難所、避難場所及び要配慮者施設の設置を図る。

(3) 避難所、避難場所被害への対策

町は、避難所、避難場所の老朽化及び耐久性を検査点検するとともに、新規の指定に当たっては、これらも考慮して選定する。

(4) 孤立化への対策

町は、避難路の確保、復旧が迅速に行えるように、通信手段、道路の整備、機械設備の充実等を図る。

(5) 広域避難支援体制の整備

東日本大震災の教訓から、広域避難支援に関する本町の取組について、あらかじめ定めておくとともに、本町が被災した場合の町民避難などについての対策もあわせて検討する。

第2 災害に強いまちづくり

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点等の整備点検を確実に実施する。

また、町は、浸水時における避難場所の確保などに向け、周辺市町村との相互支援や連携体制を構築し、災害に強いまちづくりを進める。

1 自助活動

「自らの生命は自己の力により守っていく」との考え方を改めて普及啓発し、自助努力で対応可能な自主的な減災対策を促進する。

2 共助活動

自主防災組織の活動を通して、地域のコミュニティ防災組織の活動を見直し、避難路や避難地の点検活動など、恒常的な防災活動を促進する。

3 公助活動

町は、公共施設の耐震化、浸水対策などを進めるとともに、農地等の被災による経済的損失を極力軽減するため、減災に向けた計画的な土地利用を推進する。

第3 コミュニティ防災力の向上

町は、自主防災組織などの強化を促し、コミュニティ防災力の向上を図る。

また、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女が共同して、減災活動や防災活動に参画するシステムづくりに努める。

1 自助活動

町は、地域の防災訓練や自主防災組織の活動などへの住民の積極的な参加を促す。また、町は、日頃から家庭内の連絡体制や、情報の収集方法などについて話し合い、自力で災害に対処するための心構えと知識の習得を促し、自主防災力の向上に努める。

2 共助活動

町は、自主防災組織の確立及び拡充に努めるとともに、あらかじめ昼夜間の対応の相違など、可能な限り細部にわたる対応策を検討する。また、町は、緊急時において迅速かつ的確な防災活動を実施できる体制づくりを進める。

3 公助活動

町は、コミュニティレベルでの防災体制強化に向け、災害時の防災訓練や研修機会を提供する。町は、こうした取組を通し、日常的な防災活動の展開に向けた活動の場づくり、情報の提供などに努め、コミュニティ防災力向上に向けた取組を進める。

第4 要配慮者などの支援に資する人づくり

町は、高齢者（とりわけ独居老人）、障がい者など、いわゆる要配慮者の増加が今後とも予測される中で、これら要配慮者の支援を実践する人材の確保と育成を図り、災害に対処できる人づくりに努める。

1 自助活動

自力での避難が困難と考えられる住民は、あらかじめ要配慮者の登録を行うなど、自己の身体状況及び判断能力などを考慮し、災害発生時の対策を講ずる。

2 共助活動

町要配慮者避難支援計画を活用し、要配慮者避難の支援に当たる人材の確保・育成・連携などの体制を整備し、迅速かつ適切な避難活動を図る。

特に近隣住民との連絡体制の強化に努め、要配慮者が取り残されることのない環境づくりに努める。

3 公助活動

町は、要配慮者台帳及び要配慮者マップを作成するなど、住民や各種団体の協力を得て、要配慮者に対する支援を円滑に実施するための機構づくりを進める。

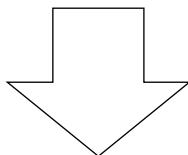
以上のような防災ビジョンのもと、金山町の地域防災計画を策定する。

防災ビジョンのフロー

金山町における防災のまちづくりテーマ

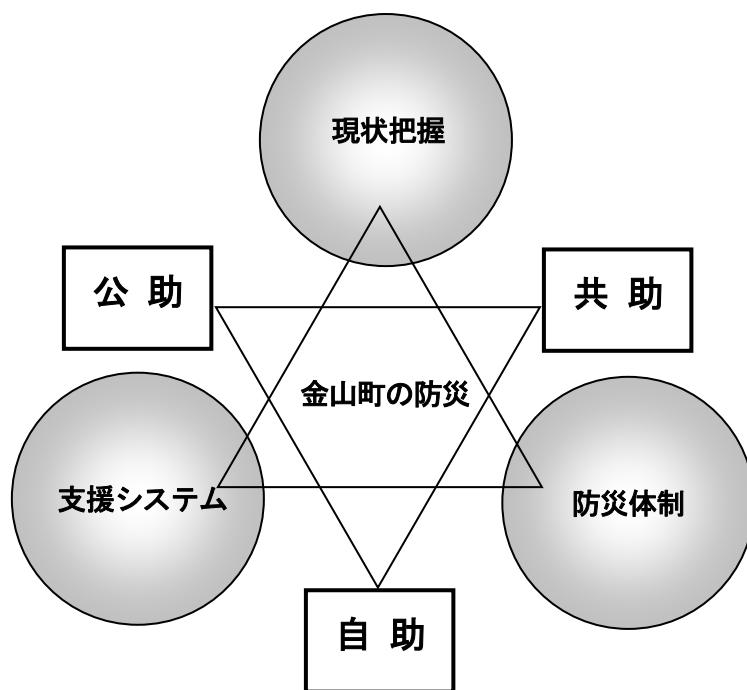
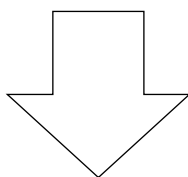
自然と共生する人にやさしい町

サブテーマ：高齢社会に適合した減災のまち 金山



減災のまちづくり 3つの方針

- 災害に強いまちづくり
- コミュニティ防災力の向上
- 要配慮者などの支援に資する人づくり



第7節 町及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務大綱

第1 町及び各機関等の責務

町及び防災関係機関が担うべき責務は次のとおりである。

1 金山町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 山形県

県は、市町村を包含する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともにその調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するためその所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等の措置をとる。

4 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法第83条の規定により、県知事及び第二管区海上保安本部長の要請を受け、人命又は財産の保護のため必要と認める場合に災害派遣を実施する。ただし、災害に際し、特に緊急を要し県知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく災害派遣を実施する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

7 町民及び事業所

町民及び事業所は日頃から災害に備え、町、県その他防災関係機関の実施する防災活動に参加協力するとともに、「自分のことは自分で守る（自助）自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

第2 各機関の事務又は業務大綱

町及び町の地域に関する防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて町の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害に対して処理すべき事務又は業務の大綱は概ね次のとおりである。

【総則】第7節 町及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務大綱

1 金山町

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
金山町	<ul style="list-style-type: none"> ① 町防災会議に関する事 ② 管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関する事 ③ 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関する事 ④ 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報伝達の改善に関する事 ⑤ 防災意識の高揚及び災害安全運動に関する事 ⑥ 防災に係る教育及び訓練に関する事 ⑦ 通信施設及び組織の整備に関する事 ⑧ 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関する事 ⑨ 治山治水その他町の地域の保全に関する事 ⑩ 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関する事 ⑪ 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ① 町災害対策本部の設置及び運営に関する事 ② 指定地方行政機関の長等及び県知事に対する職員の派遣要請、並びに他の市町村長に対する応援の要求に関する事 ③ 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 ④ 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関する事 ⑤ 災害情報の収集に関する事 ⑥ 災害広報に関する事 ⑦ 災害予警報等の情報伝達、並びに避難の勧告、指示及び警戒区域設定に関する事 ⑧ 被災者の救助に関する事 ⑨ 消防活動及び浸水対策活動に関する事 ⑩ 緊急輸送の確保に関する事 ⑪ ライフラインの確保に関する事 ⑫ 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関する事 ⑬ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 ⑭ 食料その他の生活必需品の需給計画に関する事 ⑮ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 ⑯ 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関する事 ⑰ 被災要配慮者に対する相談及び援護に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災者のための相談に関する事 ② 見舞金等の支給等に関する事 ③ 雇用の安定に関する事 ④ 住宅対策に関する事 ⑤ 租税の特例措置に関する事 ⑥ 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関する事 ⑦ 公共施設等の災害復旧に関する事
金山町消防団	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災に係る教育及び訓練に関する事 ② 防災思想の普及及び災害安全運動に関する事 ③ 自主防災組織の育成に関する事 ④ 消防資機材の備蓄に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害の予報及び警戒に関する事 ② 水防、消防、救助、負傷者搬送その他の応急措置に関する事 ③ その他の災害時における所定業務及び活動に関する事 	

【総則】第7節 町及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務大綱

2 広域行政事務組合

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
最上広域市町村圏事務組合消防本部	災害に対する広報、警戒及び拡大防止対策に関する事	① 災害時における避難、救急、救助活動及び負傷者の搬送に関する事 ② 災害の防ぎよ及び拡大防止活動に関する事	

3 山形県

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形県	<ul style="list-style-type: none"> ① 山形県防災会議に関する事 ② 防災関係機関相互の総合調整に関する事 ③ 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関する事 ④ 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関する事 ⑤ 防災思想の普及及び災害安全運動に関する事 ⑥ 防災に係る教育及び訓練に関する事 ⑦ 通信施設及び組織の整備に関する事 ⑧ 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関する事 ⑨ 治山治水その他県土の保全に関する事 ⑩ 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関する事 ⑪ 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事 ⑫ 在宅の要配慮者対策に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ① 県災害対策本部の設置及び運営に関する事 ② 防災関係機関相互の総合調整に関する事 ③ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 ④ 自衛隊の災害派遣要請に関する事 ⑤ 指定行政機関に対する職員の派遣要請に関する事 ⑥ 建設機械及び技術者の現況把握、並びにその緊急使用又は従事命令に関する事 ⑦ 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関する事 ⑧ 応急措置のための財産又は物品貸付けに関する事 ⑨ 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関する事 ⑩ 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 ⑪ 災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関する事 ⑫ 災害広報に関する事 ⑬ 緊急輸送の確保に関する事 ⑭ ライフラインの確保に関する事 ⑮ 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関する事 ⑯ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 ⑰ 食料その他の生活必需品の需給調整に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災者のための相談に関する事 ② 見舞金等の支給等に関する事 ③ 雇用の安定に関する事 ④ 生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関する事 ⑤ 住宅対策に関する事 ⑥ 租税の特例措置に関する事 ⑦ 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関する事 ⑧ 公共施設等の災害復旧に関する事

【総則】第7節 町及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務大綱

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		⑱ 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関する事 ⑲ 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関する事 ⑳ 被災要配慮者に対する相談及び援護に関する事 ㉑ その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関する事	
山形県警察本部	① 災害警備用の装備資機材及び地震対策用の交通安全施設の整備充実に関する事 ② 災害警備の教養訓練に関する事 ③ 防災広報に関する事	① 災害情報及び交通情報の収集に関する事 ② 被災者の救助及び避難誘導に関する事 ③ 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関する事 ④ 行方不明者の調査及び死体の検視に関する事 ⑤ 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に関する事	

4 指定地方行政機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北管区警察局		① 災害状況の把握と報告連絡に関する事 ② 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事 ③ 関係職員の派遣に関する事 ④ 関係機関との連絡調整に関する事	
東北財務局 (山形財務事務所)			① 金融機関の業務運営の確保に関する事 ② 県及び市町村の災害対策に係る地方債に関する事 ③ 県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関する事 ④ 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関する事
東北厚生局		① 被害状況の情報収集、通報に関する事 ② 関係職員の派遣に関する事 ③ 関係機関との連絡調整に関する事	
東北農政局	① 農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関する事	① 災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病害虫の防除、家畜の伝染病予防及	農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、

【総則】第7節 町及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務大綱

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	② 防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関すること	び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関すること ② 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること	鉱害復旧事業、災害金融に関すること
東北森林管理局	① 治山事業及び地すべり対策事業の実施に関すること ② 防災教育及び防災訓練の実施並びに森林火災の防止に関すること	災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関すること	林地、林道及び林業施設の災害復旧に関すること
仙台管区气象台 (山形地方气象台)	① 防災気象情報の理解促進 防災組織の普及啓発に関すること ② 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援助言に関すること ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること	① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報等の防災気象情報等の発表、伝達及び解説に関すること	気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び警報等の防災気象情報等の発表、伝達及び解説に関すること
東北総合通信局	① 放送・通信設備の耐震性確保の始動に関すること ② 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること	① 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること ② 非常通信に関すること	有線及び無線設備の災害復旧に対する適切な措置の指導に関すること
山形労働局	① 大規模な爆発、火災等の災害防止に関すること ② 企業における防災の促進に関すること	① 二次災害発生の防止に関すること ② 災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関すること	① 事業場の操業再開時における労働災害の防止に関すること ② 災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関すること ③ 雇用安定等の支援に関すること
東北地方整備局 (山形河川国道事務所) (新庄河川事務所) (山形河川国道事務所新庄国道維持出張所) (新庄河川事務所鮭川出張所)	① 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識高揚、防災知識の普及に関すること ② 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関すること ③ 災害危険箇所における河川、砂防、道路施設等の防災事業推進に関すること ④ 重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関すること ⑤ 官庁施設の災害予防措置に関すること ⑥ 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること	① 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること ② 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること ③ 建設機械及び技術者の現況把握に関すること ④ 緊急災害派遣隊（TEC-FORCE）などによる災害時における復旧資材の確保に関すること ⑤ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関すること ⑥ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること	二次災害の防止及び迅速な復旧に関すること

【総則】第7節 町及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務大綱

5 自衛隊

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 第6師団	防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資器材等の整備点検に関する事	① 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関への連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関する事 ② 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索援助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関する事 ③ 診察、防疫の支援に関する事 ④ 人員及び物資の緊急輸送炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関する事 ⑤ 危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関する事	自衛隊法第100条に基づく土木工事等の受託に関する事

6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東日本電信電話株式会社 (山形支店)	高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関する事	① 警報の伝達に関する事 ② 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関する事	① 避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関する事 ② 電気通信施設の災害復旧に関する事
株式会社NTTドコモ (東北支社) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関する事	災害時における移動通信の確保に関する事	移動通信設備の災害復旧に関する事
日本銀行 (山形事務所)		① 通貨の供給の確保に関する事 ② 金融上の措置の実施に関する事 ③ 金融上の措置の広報に関する事	
日本赤十字社 (山形県支部)		① 災害時における傷病者の医療救護に関する事	

【総則】第7節 町及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務大綱

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		<ul style="list-style-type: none"> ② 赤十字ボランティアの活動の指導に関する事 ③ 義援金の募集受付に関する事 ④ 被災者に対する救援物資の配分に関する事 	
日本放送協会 (山形放送局)	災害予防の放送に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ① 気象予報、注意報、警報特別警報及び災害情報等の放送に関する事 ② 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関する事 	放送施設の災害復旧に関する事
日本通運株式会社 (新庄営業所)		<ul style="list-style-type: none"> ① 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関する事 ② 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関する事 	
東北電力株式会社 (山形支店) 東北電力ネットワーク株式会社	発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関する事	災害時における電力供給の確保及び調整に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ① 電力供給施設の災害復旧に関する事 ② 電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関する事
日本郵便株式会社	災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関する事		<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における日本郵便株式会社の業務運営の確保に関する事 ② 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事 ③ 株式会社ゆうちょ銀行の非常扱い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関する事
山交バス株式会社 (新庄営業所) 第一貨物株式会社 (新庄支店)		災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関する事	

【総則】第7節 町及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務大綱

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー山形 株式会社さくらんぼテレビジョン 株式会社エフエム山形	災害予防の放送に関する事 と	① 気象予報、注意報、警報 及び災害情報等の放送に関 すること ② 救援奉仕活動及び奉仕団 体等の活動に対する協力に 関すること	
泉田川土地改良 区	水門、水路、ため池及び農 道、その他農業用施設の整備 及び維持管理に関する事 と	農地及び農業用施設の被災 状況調査に関する事 と	農地及び農業用施設の災害 復旧事業に関する事 と
一般社団法人 山形県医師会 新庄市最上郡 医師会		災害時における医療救護に 関すること	

7 防災上重要な公共的協力関係団体、関係業者

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
もがみ北部商工 会金山事務所		① 災害時における物価安定 についての協力及び徹底に 関すること ② 救助用物資の確保につい ての協力に関する事 と	復旧資材の確保についての 協力及びあっせんに関する 事 と
金山農業協同組 合 山形中央農業共 済組合 農業関係団体 金山町森林組合		共同利用施設の応急対策に 関すること	① 共同利用施設の復旧に関 すること ② 被災組合員に対する融資 及びあっせんに関する事 と
医療機関 (町立金山診療 所)		① 災害時における収容患者 に対する医療の確保に関す ること ② 災害時における負傷者等 の医療救護に関する事 と	
一般運輸事業者		災害時における緊急輸送の 確保に関する事 と	
危険物関係施設 の管理者		災害時における危険物の保 安措置に関する事 と	
一般社団法人 山形県エルピー ガス協会 最上支部		① 簡易ガスの供給及び保安 措置に関する事 と ② 被害施設の調査に関する 事 と	被害施設の災害復旧に関す ること

【総則】第7節 町及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務大綱

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
社会福祉協議会			① 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること ② 福祉救援ボランティアに関すること
社会福祉施設経営者	防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に関すること	災害時における入所者の避難誘導に関すること	
建設業協会等建設業者		① 防災対策資機材、人員の確保に関すること ② 障害物の除去等の応急復旧対策に関すること	
地区・地域等自治組織		① 地域における住民の避難誘導、被災者の援助、感染症予防物資の供給、防犯等に対する協力に関すること ② 町が実施する応急対策についての協力に関すること	
女性団体等民間団体		町が実施する応急対策についての協力に関すること	